

給実甲第1377号

令和8年2月27日

人事院事務総長

給実甲第580号の一部改正について（通知）

給実甲第580号（扶養手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
給与法第11条及び規則第2条関係 1 (略) 2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。） 第11条第2項第1号、第2号及び第4号並びに <u>第4項、規則第2条第2号並びに規則第3条関係第4項第6号の「満22歳</u>	給与法第11条及び規則第2条関係 1 (略) 2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。） 第11条第2項第1号、第2号及び第4号並びに <u>同条第4項並びに規則第3条関係第4項第6号の「満22歳に達する日」並</u>

に達する日」、規則第2条第2号の「満18歳に達する日」並びに給与法第11条第4項及び規則第3条関係第4項第6号の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳、満18歳及び満15歳の誕生日の前日をいい、給与法第11条第2項第3号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。

3～6 (略)

びに給与法第11条第4項及び規則第3条関係第4項第6号の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳及び満15歳の誕生日の前日をいい、給与法第11条第2項第3号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。

3～6 (略)

以 上